

市第68号議案

横浜市営住宅条例及び横浜市改良住宅条例の一部改正

横浜市営住宅条例及び横浜市改良住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成19年12月7日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市営住宅条例及び横浜市改良住宅条例の一部を改正する条例

（横浜市営住宅条例の一部改正）

第1条 横浜市営住宅条例（平成9年2月横浜市条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第70条」を「第71条」に改める。

第7条第1項に次の1号を加える。

- (5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

第7条第2項中「、第3号及び第4号」を「及び第3号から第5号まで」に改める。

第8条第1項中「前条第1項各号」を「前条第1項第1号から第4号まで」に改め、同条第2項中「同条第1項各号」を「同項各号」に、「、第3号及び第4号」を「及び第3号から第5号まで」に改め、同条第3項中「前条第1項第4号」の次に「及び第5号」を加える。

第17条第2項中「前項」の次に「に規定するもののほか、第1項」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、市営住宅の入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、前項の承認を与えてはならない。

第18条第2項中「前項」の次に「に規定するもののほか、第1項」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項の承認を受けようとする者又はその者と現に同居する者が暴力団員であるときは、同項の承認を与えてはならない。

第47条第1項中「入居者が」を削り、「当該入居者」を「入居者」に改め、同項第1号中「不正の」を「入居者が不正の」に改め、同項第2号中「使用料」を「入居者が使用料」に改め、同項第3号中「市営住宅」を「入居者が市営住宅」に改め、同項第4号中「正当な」を「入居者が正当な」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

第47条第4項及び第56条第3号中「及び第6号」を「、第6号及び第7号」に改める。

第70条を第71条とし、第69条の次に次の1条を加える。

(協力依頼)

第70条 市長は、この条例の規定に基づき、市営住宅に入居し、若しくは同居しようとする者又は市営住宅の入居決定者、入居者若しくは同居者が暴力団員でないことを確認するため必要が

あると認めるときは、関係機関に対し、それらの者に関する情報の提供をし、又は提供を求め、その他必要な協力を求めることができる。

(横浜市改良住宅条例の一部改正)

第2条 横浜市改良住宅条例（昭和37年3月横浜市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第69条」を「第70条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

市営住宅及び改良住宅の入居者及び同居者の資格として暴力団員でないことを定める等のため、横浜市営住宅条例及び横浜市改良住宅条例の一部を改正したいので提案する。